

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。このうち、「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、年金の支払者である社会保険庁において所得税を源泉徴収することになっています。

社会保険庁では翌年1月末までに、「老齢年金」をお受け取りの方全員に対し、「公的年金等の源泉徴収票」を送付することとしています。源泉徴収票にはこの1年間に支払われた年金の総額、源泉徴収税額、控除の内容などが記載されています。

また、「老齢年金」から所得税を源泉徴収された方でも、年金以外に給与等の収入がある方や、2か所以上の年金支払者（社会保険庁と共済組合など）から年金を受けられている方は、確定申告をする義務があります。確定申告が義務付けられていない方でも、源泉徴収税額を納めすぎている場合には、還付を受けるために申告することができます。源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、お近くの社会保険事務所や岡山年金相談センター又は『ねんきんダイヤル』（☎ 0570-07-1165）までお申し出ください。なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

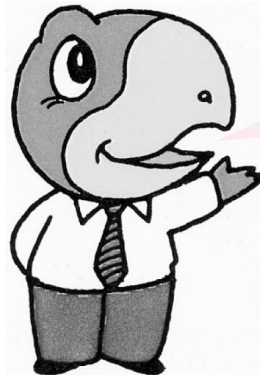
国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、**平成18年1月～12月中に納めた保険料全額**（過去の年度分や追納保険料なども含みます）です。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（大学生の子供等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成18年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が必要となります。このため、国民年金保険料を納付された方には、社会保険庁から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』を送付していますので、申告書の提出の際には必ず添付等してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。



『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』についてのお問い合わせは、**控除証明書専用ダイヤル**
TEL 0570-00-9911
（受付時間は平日の午前9時～午後5時）までどうぞ。